

平成28年度  
農業委員会審査件数

農地法に関わる手続きなど

●農地法第3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	123	27万3467㎡
売買	61	9万2550㎡
交換	12	9876㎡
贈与	26	5万6216㎡
賃貸借	7	3万5584㎡
使用貸借	12	6万1606㎡
その他	5	1万7635㎡

●農地法第4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種別	件数	面積
計	19	1万6902㎡
許可	9	1万716㎡
届出	10	6186㎡

●農地法第5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	110	5万7240㎡
許可	53	3万5459㎡
届出	57	2万1781㎡

●「許可」は市街化調整区域を対象にした転用、「届出」は市街化区域を対象とした転用（農地法第4条、5条関係）

●農業経営基盤強化促進法

農用地利用集積計画による農地売買、貸借の手続き

種別	件数	面積
計	517	111万6802㎡
売買	111	15万9408㎡
貸借	406	95万7394㎡

各種申請には

毎月締め切り日があります。期日を守りましょう。



締切日

申請・届出など	締切日
農地法第3条許可申請	毎月5日（閉庁日の場合は翌平日）
農地法第4条許可申請	
農地法第5条許可申請	
農地法第4条届出（市街化区域内の転用）	随時
農地法第5条届出（市街化区域内の転用）	
農地利用集積計画の申出	毎月25日（閉庁日の場合は翌平日）

●農業者年金「現況届」の提出をお忘れなく

受付期間は6月30日（金）まで

現況届は、毎年農業者年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに送付された現況届に、必要事項を記入

の上提出してください。（ただし、平成28年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません）

●提出先

- 農業委員会事務局（市役所内）
- 赤羽根市民センター
- 渥美支所市民生活課

●留意事項

- 現況届を紛失または汚損された場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。
- 年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協で死亡の手続を行ってください。（印鑑、戸籍謄本、請求者の口座番号の分かるものが必要です。）
- 現況届の提出がない場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。

